

# ときがわ町森林整備計画

令和5年3月29日

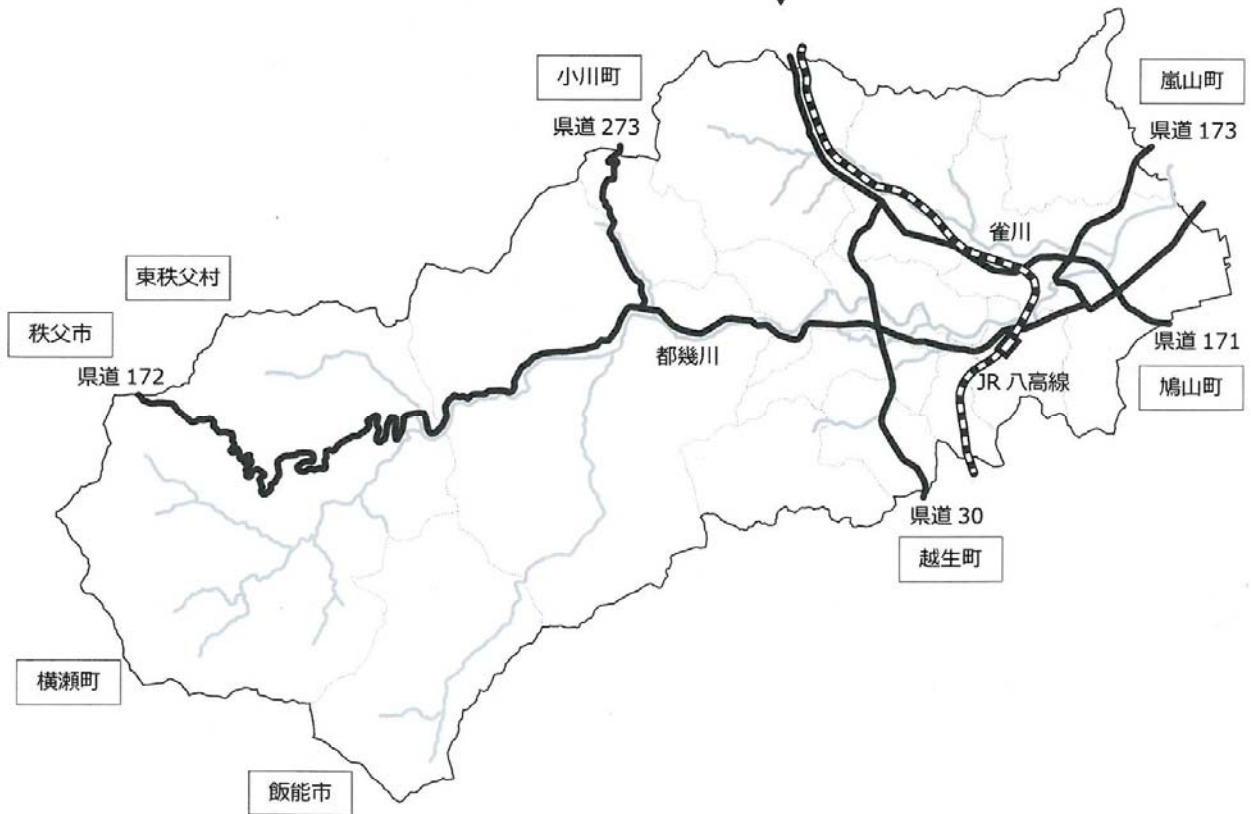
計画期間

自	令和5年	4月	1日
至	令和15年	3月	31日

埼玉県

ときがわ町

# ときがわ町位置図



## 目 次

<b>I</b>	<b>伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</b>	<b>1</b>
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
<b>II</b>	<b>森林の整備に関する事項</b>	<b>5</b>
<b>第1</b>	<b>森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)</b>	<b>5</b>
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採(主伐)の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	6
<b>第2</b>	<b>造林に関する事項</b>	<b>7</b>
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	10
<b>第3</b>	<b>間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準</b>	<b>11</b>
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	12
3	その他必要な事項	14
<b>第4</b>	<b>公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</b>	<b>15</b>
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	17
3	その他必要な事項	18
<b>第5</b>	<b>委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項</b>	<b>25</b>
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	25
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	25
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	25

4	森林経営管理制度の活用に関する事項	25
5	その他必要な事項	25
<b>第6</b>	<b>森林施業の共同化の促進に関する事項</b>	<b>27</b>
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	27
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	27
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	27
4	その他必要な事項	27
<b>第7</b>	<b>作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</b>	<b>28</b>
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	28
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	28
3	作業路網の整備に関する事項	29
4	その他必要な事項	32
<b>第8</b>	<b>その他必要な事項</b>	<b>33</b>
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	33
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	34
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	35
<b>Ⅲ</b>	<b>森林の保護に関する事項</b>	<b>37</b>
<b>第1</b>	<b>鳥獣害の防止に関する事項</b>	<b>37</b>
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	37
2	その他必要な事項	37
<b>第2</b>	<b>森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項</b>	<b>38</b>
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	38
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	38
3	林野火災の予防の方法	38
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	38
5	その他必要な事項	39
<b>Ⅳ</b>	<b>森林の保健機能の増進に関する事項</b>	<b>40</b>
1	保健機能森林の区域	40
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	40

3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	40
4	その他必要な事項	40
<b>V</b>	<b>その他森林の整備のために必要な事項</b>	<b>41</b>
1	森林経営計画の作成に関する事項	41
2	生活環境の整備に関する事項	41
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	42
4	森林の総合利用の推進に関する事項	42
5	住民参加による森林の整備に関する事項	42
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	43
7	その他必要な事項	43

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

ときがわ町は、埼玉県のほぼ中央の比企郡西部に位置し、東は嵐山町、南は鳩山町、越生町、飯能市、西は横瀬町、秩父市、北は東秩父村、小川町に接しており、東西約13km、南北約9kmと東西に長く、面積は、55.90km<sup>2</sup>となっている。

地形は、秩父山地東縁から東松山台地に接する所に位置し、外秩父山地が武蔵野に接する比企西部山間山沿地域に属している。西部は大半を森林で囲まれた山間地域となっており、東に向かって山地、丘陵地、台地に至る里山地域から構成されている。

気候は、夏は蒸し暑く、冬は乾燥が厳しい内陸性の太平洋岸気候区に属し年平均気温は約15℃で、夏冬の気温差も大きい。

令和3年度末の森林面積は、3,810haで、町の面積の70%を占めている。

このうち計画対象民有林3,737haに占める人工林面積は、2,570haで、67%を占めている。この人工林のうち、9から13齢級の森林が55%を超えており、森林資源の充実期を迎えている。

また、本町は、木工建具産業を中心とした木材関連産業とともに地域経済を支えてきたが、林業従事者の高齢化と若年層の他産業への流出による労働力不足など林業を巡る環境は極めて厳しい状況にある。

そのため、町では森林組合等とも連携し、林業後継者の育成や「伐って・使って・植えて・育てる」森林の循環利用を推進し、森林・林業・木材産業の再生に取り組んでいる。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

町の総合振興計画において、ときがわの魅力を守り、育て、発信し、地域の「宝」と活力ある産業により豊かさを育むことなどが定められている。この目標へ向けて、森林が持つ多面的機能に配慮しつつ、水源涵養機能及び木材生産機能を中心に据えつつ、地域の特性に応じて山地災害防止機能や保健・文化機能を発揮させることをめざして森林資源の充実を図る。

#### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

## ア 森林整備の基本的な考え方

本町の森林資源は標準伐期齢以上の人工林が全人工林の 97% を占めるなど充実期を迎えつつある。また、町の総合振興計画では、地域の伝統産業である木工・建具産業など、自然の恵みを活かした産業の振興を掲げている。

一方で、林業経営には費用 がかかり、林業従事者の高齢化等により 地域の木材生産量は伸び悩み、間伐の実施が遅れたまま標準伐期齢を迎える森林が増加している。

以上のような本町の林業を取り巻く現状と課題を解決するには、県、町、生産森林組合、森林組合、森林所有者の一層の協力と共同による森林施業の推進が不可欠である。

以上の観点から、木材等生産、水源涵養、山地災害防止、快適環境保全、保健文化の各機能のうち、「水源涵養機能」と「木材生産機能」を特に重視して計画的に森林整備を推進するものとする。

## イ 森林施業の推進方策

本町は人工林が森林面積の 67% を占めている。林業従事者の高齢化等 による林業への意欲の減退と、需要構造の変化による優良材の付加価値の相対的な低下が進んでいる状況の一方で、スギ・ヒノキ林 面積の95%を標準伐期齢以上の森林が占めるなど、森林資源の充実期にさしかかっている。「木材生産機能」に機能区分とした森林では、先人の努力の賜である地域の人工林資源の活用のための森林整備を推進する。

また、環境の保全に努め、山間地、丘陵地の特徴を生かした活力ある農山村づくりを進めるため、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能」、「快適環境形成機能」、「保健文化機能」に区分する森林においては、それぞれの機能の別に、望ましい森林の姿を想定した森林整備を推進する。

各機能ごとの森林整備及び保全の基本方針については、下記の表の通りとする。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進す

		<p>る。</p> <p>水源涵養のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
山地災害防止／土壌保全機能		<p>災害に強い町を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>土砂の流出防備等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能		<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を推進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
保健 文化 機能	保健・レクリエーション機能	<p>住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
	文化機能	<p>潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
	生物多様性保全機能	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域、水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畦林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性の維持増進を図る森林として保全することとする。</p>
木材等生産機能		<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径</p>

	級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。
--	---

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

本町の林業経営は、保有山林面積が10ha以上の林業経営体は、28.6%（2経営体）と少なく、10ha未満の経営体が71.4%（5経営体）を占めている。林業経営体のほとんどが林業以外の就労に依存していることは明らかである。林業に取り組む人の減少と林業就労者の高齢化も進行し、林業従事者が減少している。この結果、間伐などの森林施業の遅れが見られる。

少ない就労者で効果的な森林施業を推進するため、森林管理道、作業路網の整備などの基盤整備を進めるとともに、森林組合をはじめとする林業経営体による経営受委託による森林経営の合理化の促進、町内の木材産業との協調による林業経営の安定化を図る必要がある。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種							
全域	スギ	ヒノキ	サワラ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹 (用材以外)	その他 広葉樹 (用材)
	35年	40年	35年	35年	50年	10年	15年	55年

注) この標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐によるものとする。

##### ・皆伐

主伐のうち、択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び多面的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

##### ・択伐

主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものであり、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下の伐採）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるものとし、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。

また、伐採・搬出に当たっては、林地の保全等を図るため、埼玉地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時に

おける伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

なお、立木の伐採に当たっては以下のア～エに留意することとする。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ、適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種名
スギ、ヒノキ、クヌギ、コナラ、ケヤキ等

(注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又はときがわ町産業観光課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

なお、樹種の選定に当たっては、必要に応じて品種を定めるほか郷土種などにも考慮すること。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)
スギ、ヒノキ 広葉樹	疎仕立て	概ね1,500
	中仕立て	概ね2,500
	密仕立て	概ね3,200
ケヤキ	中仕立て	概ね5,000

(注) 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又はときがわ町産業観光課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

##### イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	原則として、最小限度の刈り払いを実施することとする。ただし現地の状況により省略することができる。
植栽時期	春植えは2月から6月中旬、秋植えは9月中旬から10月下旬を標準とするが、林地の乾燥、凍結等の状態や樹苗の成長の開始時期等を考慮の上決定する。 なお、秋植えをする場合には寒害常習地を避け、苗木の取り扱いに十分注意する。
植付けの方法	列植え(方形植え)又は正方形植えとするが、地形、作業性等を考慮し、三角植え等も行う。

	<p>また、植付けに当たっては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。</p> <p>このほか、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めるものとする。</p>
--	---

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図るため、皆伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年、択伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を、人工造林すべき期間として定めるものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新は前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	広葉樹類 <u>(ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類等)</u> 針葉樹類 <u>(マツ類、モミ類等)</u>
ぼう芽による更新が可能な樹種	<u>ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類等</u>

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
広葉樹 (ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類等) 針葉樹 (マツ類、モミ類等)	10,000 本/ha

イ 天然更新すべき本数

樹種	天然更新すべき立木本数

広葉樹（ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類等） 針葉樹（マツ類、モミ類等）	3,000本/ha以上
--	-------------

#### ウ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行う
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する
ぼう芽更新 (芽かき)	ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする

#### エ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新は、更新すべき立木の本数以上の天然更新対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、(3)の期間内において「埼玉地域森林計画区における天然更新完了基準」に基づいて確認することとする。

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

- ・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

#### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種については、2の(1)によるものとし、天然更新すべき本数の基準となる、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、10,000本/haとする。

天然更新を行う際には、その本数の10分の3を乗じた本数以上の本数(草丈以上のものに限る)を更新すべき本数とする。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。

5 その他必要な事項

造林については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択することとし、特に、天然更新による場合は、現地の状況を十分確認し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林又は木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林においては人工造林によることとする。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

平均的な間伐の実施期間の間隔は、標準伐期齢未満においては10年、標準伐採齢以上にあつては15年とする。

間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を間引く伐採の方法であつて、伐採後、一定期間内に林冠がうっ閉するよう行うものとする。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるような適切な伐採率により繰り返し行うものとする。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意するものとする。

#### ア 育成単層林

##### (ア) 標準的な間伐時期

植栽密度 (本/ha)	樹種	施業方法	間伐時期 (林齢)			
			1回目	2回目	3回目	4回目
1,500	スギ	標準伐期	—			
		長伐期	35	45		
	ヒノキ	標準伐期	—			
		長伐期	40	55		
2,500	スギ	標準伐期	25			
		長伐期	25	35	45	
	ヒノキ	標準伐期	30			
		長伐期	30	40	55	
3,200	スギ	標準伐期	18	25		
		長伐期	18	25	35	45
	ヒノキ	標準伐期	20	30		
		長伐期	20	30	40	55

##### (イ) 間伐率

本数比で、概ね20～35%とする。

なお、針広混交林に誘導する場合は、概ね40～50%とする。

#### (ウ) 間伐木の選定の方法

間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。

またスギやヒノキにあつては、雄花の着花量にも考慮して選定する。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した間伐木の選定に配慮する。

#### イ 育成複層林（下木を植栽する場合）

下層木の間伐については、育成単層林の間伐と同様に行う。

上層木の間伐については、将来樹下植栽することを前提とし、林木の配置を考慮しつつ、目標の林分密度に誘導する。

#### ウ 育成複層林（下木を植栽しない場合）

目的樹種が広葉樹の場合、高密な林分状況の中で保育することとする。間伐が必要な場合、将来における優良木の適正な配置を想定して、それらの林木の生育を妨げる林木を伐採する。

また、人工林（育成単層林）内に既に天然木が生育しており、複数の樹冠を構成する林分へ誘導又は維持するために行う抜き伐りについては、天然木の育成を考慮した伐採木を選定する。

## 2 保育の標準的な方法

保育の種類は原則として下刈り、つる切り及び除伐等とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、次に掲げる育成単層林、育成複層林保育実行標準表（下木を植栽する場合）を参考にし、現地の実態に即し適期適作業に努める。

#### ア 育成単層林

##### (ア) 下刈り

造林木の成長状況、雑草木の繁茂の状況により適期に必要な最小限の実施とする。

刈払いは、原則として筋刈り・坪刈りとする。ただし、雑草木の繁茂が著しい場合には、全刈りを実施できるものとする。

下刈り終了時の目安は、大部分の造林木が周辺の植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

(イ) つる切り

つる切りは、つるの繁茂状況により、造林木の育成に支障とならないように、適切に行う。

(ウ) 除伐

除伐は、目的樹種と周辺植生の競合時期に実施することとする。

実施に当たっては、植栽木のほか、将来活用が期待される有用天然木の育成、林地保全等に配慮し、現地の実態に即した施業を行う。

(エ) 枝打ち

枝打ちは、間伐作業の効率化等の他、製品価値の高い良質材の生産を目的とし、対象樹木の形質を鑑み、投資効率を考慮して実施する。

育成単層林保育実行標準表

樹種	保育の種類	実施時期	実施林齢																			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
スギ	下刈り	6月上旬～ 8月下旬	△	○	○	○																
	つる切り	6月上旬～ 9月下旬										←	△	→								
	除伐	通年										←		△	→		△	→				
	枝打ち	9月下旬～ 3月下旬										←		○	→		△	→				
ヒノキ	下刈り	6月上旬～ 8月下旬	△	○	○	○	△															
	つる切り	6月上旬～ 9月下旬										←	△	→								
	除伐	通年										←		△	→				△	→		
	枝打ち	9月下旬～ 3月下旬										←		○	→				○	→		

- 注：1 ○印は、通常予想される実行標準。  
 2 △印は、必要に応じて実施する。  
 3 ←→は、実行時期の範囲を示す。

イ 育成複層林（下木を植栽する場合）

（ア）下層木の下刈り・つる切り・除伐

植栽木の生育状況、植生の状態及び気象条件等、現地の実態に即した効率的な作業を行う。

（イ）上層木の枝払い

下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて、上層木の枝払いを行う。

ウ 育成複層林（下木を植栽しない場合）

（ア）下刈り

雑草木の成長が旺盛で目的樹種の生育を妨げる場合、雑草木の繁茂状況を見ながら、必要に応じて下刈り（坪刈り又は筋刈り）を行う。

（イ）芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、適切な芽かき作業を行う。

（ウ）つる切り

目的樹種の成長の妨げとなるつる類を、必要に応じて除去する。

（エ）除伐

幼齢期には他の広葉樹と密生競合させることが必要であり、必要に応じて形質不良木のみを除伐する。

3 その他必要な事項

木材等生産機能を高める森林においては、自然条件や生産目的に応じた適切な間伐及び保育を推進し、森林の健全性を確保するものとする。

また、森林施業の集約化及び団地化や機械化を通じた効率的な間伐及び保育を推進し、間伐木の利用促進を図るものとする。

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

###### ア 区域の設定

水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1のとおり定める。

###### イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2のとおり定める。

森林の伐期齢の下限

地域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹 (用材以外)	その他 広葉樹 (用材)
全域	45年	50年	45年	60年	20年	25年	65年

(2) 土地に関する災害の防止の機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

###### ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止の機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域について、別表1により定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、砂防指定地周辺や山地災害防止機能/土壌保全機能が高い森林等。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流化する部分をもっている箇所、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理または片理が著し

く進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な帯水層がある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所等の森林等である。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が  
高い森林等。

具体的には、玉川地区の日野原町有林などであり、都市近郊等に所在する森林であって、郷土樹種を中心とした安定した林相を成している森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等である。

③ 保健文化の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林等。

具体的には、大野地区の木のむらキャンプ場、星と緑の創造センター、西平地区のどんぐり山、歴史の森（都幾山慈光寺周辺の森林）、玉川地区の里山文化園、小倉城跡などであり、湖沼、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ場等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林、希少な生物の保護のため必要な森林等である。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持

を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

アの①に掲げる森林のうち、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

また、アの②から③に掲げる森林においては、複層林施業を推進すべき森林として定めることとする。

なお、アの③に掲げる森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。

また、アの①から③に掲げる森林において、森林の循環利用を推進するために森林整備を適切に行い、水源涵養や二酸化炭素の吸収など、森林が持つ多面的機能を持続的に発揮させることを目的として、その跡地を再造林する場合においては皆伐することができる。

アの①から③のそれぞれの区域については、推進すべき森林施業の方法ごとに別表2により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹 (用材以外)
全域	70年	80年	70年	100年	20年	30年

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等、「特に効率的な施業が可能な森林」の区域を別表1に定める。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

さらに、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないようにするものとする。

## (2) 森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

## 3 その他必要な事項

### (1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

### (2) その他

該当なし

【別表 1】 概要図に図示

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	大柵 1～25 林班全域 平 4～16 林班全域 (県営林はこの区域に含むものとする)	2,300ha
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	大柵 1 林班の一部 大柵 2 林班の一部 大柵 3 林班の一部 大柵 4 林班の一部 大柵 5 林班の一部 大柵 6 林班の一部 大柵 8 林班の一部 大柵 9 林班の一部 大柵 10 林班の一部 大柵 11 林班の一部 大柵 12 林班の一部 大柵 13 林班の一部 大柵 15 林班の一部 大柵 16 林班の一部 大柵 17 林班の一部 大柵 18 林班の一部 大柵 20 林班の一部 大柵 21 林班の一部 大柵 22 林班の一部 大柵 23 林班の一部 大柵 24 林班の一部 大柵 25 林班の一部 平 1 林班の一部 平 2 林班の一部 平 4 林班の一部 平 5 林班の一部 平 6 林班の一部	726ha

	<p>平 7 林班の一部  平 8 林班の一部  平 9 林班の一部  平 10 林班の一部  平 12 林班の一部  平 13 林班の一部  平 14 林班の一部  平 15 林班の一部  平 16 林班の一部  平 18 林班の一部  平 19 林班の一部  玉川 3 林班の一部  玉川 4 林班の一部  玉川 6 林班の一部  玉川 10 林班の一部  玉川 15 林班の一部  玉川 21 林班の一部  明覚 3 林班の一部  明覚 12 林班の一部  （土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林及び公社営林はこの区域に含むものとする）</p>	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>玉川 20 林班 109, 115,  118ア・イ・ウ, 119ア・ウ, 120ア,  121ア・イ・ウ・エ・オ小班</p>	1ha
保健文化の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>大柵 8 林班 33 イ小班  大柵 9 林班 24, 25, 26 小班  大柵 21 林班 78 小班  大柵 23 林班 24ア小班  平 16 林班 1ア・イ・ウ・エ,  85ア・イ小班  平 17 林班 95ア・イ・ウ小班</p>	14ha

	玉川 15 林班 4ア・イ, 7ア・イ, 12, 13, 14, 15, 19ア・イ・ウ・エ, 72, 83, 84ア・イ, 85ア・イ・ウ・エ, 86, 87, 91ア・イ, 92, 94, 95, 96, 97 小班 玉川 19 林班 134ア・イ・ウ・エ・ オ, 135, 141ア・イ・ウ, 142ア・イ, 144ア・イ, 145, 146, 147, 157ア・イ・ウ・エ, 158, 159ア・イ, 162ア・イ, 163ア・イ, 164ア・イ, 165, 166イ・ウ・エ, 167ア・イ・ウ小班	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	概要図に図示	3,823ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	0 ha

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	大柵 1～25 林班全域 平 4～16 林班全域	2,300ha
長伐期施業を推進すべき森林	大柵 1 林班の一部 大柵 2 林班の一部 大柵 3 林班の一部 大柵 4 林班の一部 大柵 5 林班の一部 大柵 6 林班の一部 大柵 8 林班の一部 大柵 9 林班の一部 大柵 10 林班の一部 大柵 11 林班の一部 大柵 12 林班の一部 大柵 13 林班の一部 大柵 15 林班の一部 大柵 16 林班の一部 大柵 17 林班の一部 大柵 18 林班の一部 大柵 20 林班の一部 大柵 21 林班の一部 大柵 22 林班の一部 大柵 23 林班の一部 大柵 24 林班の一部 大柵 25 林班の一部 平 1 林班の一部 平 2 林班の一部 平 4 林班の一部 平 5 林班の一部 平 6 林班の一部 平 7 林班の一部 平 8 林班の一部	726ha

		平 9 林班の一部 平 10 林班の一部 平 12 林班の一部 平 13 林班の一部 平 14 林班の一部 平 15 林班の一部 平 16 林班の一部 平 18 林班の一部 平 19 林班の一部 玉川 3 林班の一部 玉川 4 林班の一部 玉川 6 林班の一部 玉川 10 林班の一部 玉川 15 林班の一部 玉川 21 林班の一部 明覚 3 林班の一部 明覚 12 林班の一部	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	0ha
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	大柵 8 林班 33 イ小班 大柵 9 林班 24, 25, 26 小班 大柵 21 林班 78 小班 大柵 23 林班 24 ア小班 平 16 林班 1 ア・イ・ウ・エ, 85 ア・イ 小班 平 17 林班 95 ア・イ・ウ 小班 玉川 15 林班 4 ア・イ, 7 ア・イ, 12, 13, 14, 15、 19 ア・イ・ウ・エ, 72, 83, 84 ア・イ, 85 ア・イ・ウ・エ, 86, 87, 91 ア・イ, 92, 94, 95, 96, 97 小班 玉川 19 林班 134 ア・イ・ウ・エ・	16ha

		オ, 135, 141 ア・イ・ウ, 142 ア・イ, 144 ア・イ, 145, 146, 147, 157 ア・イ・ウ・エ, 158, 159 ア・イ, 162 ア・イ, 163 ア・イ, 164 ア・イ, 165, 166 イ・ウ・エ, 167 ア・イ・ウ小班 玉川 20 林班 109, 115, 118 ア・イ・ウ, 119 ア・ウ, 120 ア, 121 ア・イ・ウ・エ・オ小班	
特定広葉樹の育成を行う森林施 業を推進すべき森林		該当なし	0ha

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町の林業経営体は高齢化等により、森林所有者自身による森林経営は困難な状況にある。所有者を横断的に束ねた森林経営が必要となるため、森林組合や生産森林組合、林業経営体を中心とした森林経営計画の樹立を、積極的に推進するものとする。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

人工林率が高い区域や、生産森林組合の所有山林の多い区域などを優先して森林経営計画を樹立し、地域のモデルを確立して町内全域への普及を推進するものとする。

具体的には、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、協議会の開催による合意形成等を推進することにより、森林経営の受委託等による規模拡大の促進を図る。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等の実施に当たっては、森林施業や木竹の販売、更新の方法を含めた森林の保護等、持続的な森林経営への方策などを定めた委託契約書等を委託者との間で締結するよう努めることとする。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、ときがわ町森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

### 5 その他必要な事項

本町には、68haの国有林が点在している。国有林に接する森林経営計画の樹立地では、施業情報の共有化を行い、より効率的な森林経営の推進に努めるものとする。

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林所有者が単独で森林施業を行うことは経済的でないため、保育施業が十分でない森林も多い。このため森林施業の共同化を進めることで、スケールメリットを活かした施業が可能になる。

森林経営計画の樹立が遅れている森林では、個別の森林施業の共同委託を図るなど、森林組合を中心とした施業の共同化に努める。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林整備のための条件整備としての境界の明確化や施業意向調査等を実施して施業実施協定の締結に努めるとともに、森林組合や林業事業者による施業の受委託への参加を、小規模森林所有者や不在森林所有者等に対して呼びかける。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林所有者等が共同して森林施業を実施する際には、次の事項に留意するものとする。

(ア) 共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)

は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項を予め明確にしておくこと。

(イ) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法を予め明確にしておくこと。

(ウ) 共同施業実施者の一部の者が(ア)又は(イ)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、予め、施業の共同実施の実効性を担保とするための措置について明確にしておくこと。

### 4 その他の必要な事項

該当なし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な、森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出作業に応じた路網密度の水準を以下のとおり示す。

なお、この水準は、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地(0° ~15° )	車両系 作業システム	110以上	35以上
中傾斜地(15° ~30° )	車両系 作業システム	85以上	25以上
	架線系 作業システム	25以上	25以上
急傾斜地(30° ~35° )	車両系 作業システム	60〈50〉 以上	15以上
	架線系 作業システム	20〈15〉 以上	15以上
急傾斜地(35° ~)	架線系 作業システム	5以上	5以上

注1)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード、スイングヤード等を活用。

注2)「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ、グラップル等を活用。

注3)「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

### 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に路網整備と併せて効率的な森林施策を推進する路網整備推進区域を地形、地質、森林の有する機能等を踏まえて下表のとおり設定する。

路網整備を推進する区域	面積
大柵 15, 大柵 18, 大柵 23, 平 4, 平 11, 平 12, 平 18	514ha

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から「林道規程の制定について」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、「林業専用道作設指針」（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、埼玉県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

##### イ 基幹路網の整備計画

開設・拡張	種類	区分	位置 (字, 林班等)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域		前半 5カ年 の計 画箇 所	備考	
						面積	材積			
							針葉樹			広葉樹
開設	自動車道及び軽車道		大柵 3	砥石	250	100	6,224	6,045		
			大柵 6, 8	久保向・ 柵平	740	42	8,876	1,566		
			平 12	諸倉・ 八木成	300	63	12,684	2,237		
			明覚 8	弓立山	400	114	22,936	4,047		
			大柵 11, 12	朴の木支	1,500	875	52,815	26,547		
			平 7	天の穴	500	22	5,377	790		
			平 6, 19	後野	400	40	6,059	1,069		
			平 8, 9	石打場支	700	76	5,082	896		
			大柵 10, 11, 12	大羽根	500	36	5,682	491		
	大柵 3	ブナ峠・ 柵平	600	66	10,418	900				

	大柵 19, 20	石小戸	600	28	4, 419	382		
	大柵 21, 27	上の久保	500	35	5, 397	466		
	平 11, 12	矢所・ 八木成	600	50	3, 949	3, 518		
	平 8, 大柵 1	大築	400	13	12, 676	11, 293		
	平 5, 7	広見・越 生	500	20	14, 788	13, 175		
	玉川 18, 19	小倉支	150	30	1, 707	729		
	玉川 9	栗ヶ谷戸	500	40	2, 778	1, 432		
	玉川 6, 7	行風	500	49	2, 652	1, 768		
	玉川 5, 6	焼山	500	40	2, 832	1, 615		
		小計	10, 140					

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置（字、 林班等）	路線名	延長 及び 箇所 数	利用区域		前半 5カ 年の 計画 箇所	備考	
						面積	材積			
							針葉樹			広葉樹
拡張 (改良)	自動車道 及び 軽車道		大柵 1, 2, 3, 10, 13, 14, 15, 17, 18	奥武蔵 1号	200	<u>843</u>	109, 306	19, 323	○	
〃			大柵 19, 23	堂平山	550	83	6, 696	1, 188		
〃			平 17, 18	赤木慈光	50	<u>120</u>	<u>32, 698</u>	<u>1, 056</u>		
〃			大柵 7, 8, 21	久保向	200	170	20, 493	4, 237		
〃			大柵 12, 13	朴の木	200	86	7, 502	3, 215		
〃			大柵 17, 18	大野峠	200	183	28, 887	2, 497		
〃			大柵 13, 14	奥武蔵支	200	43	2, 332	4, 885		
〃			平 16, 17	都幾山	200	54	6, 476	559	○	
〃			大柵 18, 19, 20	橋倉	110	62	12, 019	80		
〃			大柵 3, 4, 5	泉川	60	282	34, 882	3, 016		
〃			平 2, 3, 23	芦田沢	400	67	6, 548	564		
〃			大柵 6 平 9, 10	馬生	50	66	22, 925	998		
〃			大柵 24	栗山七重	100	145	32, 937	2, 552	○	
〃			平 21 玉川 6, 7, 8	雀川上雲	70	107	8, 451	7, 529		
(舗装)			大柵 7, 8, 21	久保向	1, 100	170	20, 493	4, 237		
〃			大柵 1, 2, 3, 10, 13, 14, 15, 17, 18	奥武蔵 1 号	500	843	109, 306	19, 323	○	

〃	平 17, 18	赤木慈光	1, 500	<u>120</u>	<u>32, 698</u>	<u>1, 056</u>	○	
〃	大柵 6 平 9, 10	馬生	800	41	8, 520	1, 502	○	
〃	大柵 3, 4, 5	泉川	400	282	34, 882	3, 016		
〃	大柵 12, 13	朴ノ木	1, 300	86	7, 502	3, 215		
〃	大柵 24	栗山七重	200	145	32, 937	2, 552	○	
〃	平 21 玉川 6, 7, 8	雀川上雲	100	107	8, 451	7, 529	○	
		小計	8, 490					

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

#### (2) 細部路網の整備に関する事項

##### ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道は、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、埼玉県の定める森林管理道作設指針に則り、森林管理道との組み合わせにより効率的な森林施業ができるよう開設する。また、開設に当たっては地形に沿うように設置し作設費用を抑えつつ繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とするため、堅固な土構造を基本とし、構造物は地形・地質・土質などの条件からやむを得ない場合に限り設置することとする。

##### イ 細部路網の維持管理に関する事項

国及び埼玉県が定める森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理する。

#### 4 その他必要な事項

該当なし

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### (1) 林業就業者の育成

森林組合等の林業事業体の社会保険、雇用保険等への加入促進を指導し、雇用労働者の福利厚生面での就労環境の改善に努める。また、森林施業の共同化や林業経営の受委託契約の促進により、森林組合や林業事業体の業務量を確保して経営基盤を安定させ、森林技術者の雇用の安定と労働条件向上を図るものとする。

そのほか、緑の雇用研修制度や埼玉県林業労働力確保支援センターの各種研修など担い手育成のための制度を活用して林業事業体の森林技術者への技能や知識の向上を図る。

#### (2) 林業後継者等の育成

林業後継者の経営意欲を高めるため、共同化や施業受委託による林業収入の確保を図る。林業経営への意欲を持つ後継者に対しては、講習会、研修会等への参加を奨励して、森林経営計画の作成など、地域の林業経営の中核的担い手として育成するものとする。

広葉樹林を主に所有する後継者に対しては、原木きのこ等特用林産物との複合経営を導入することにより、経営の安定化を図っていく。

#### ○活動拠点施設の整備

施設の種類の	位置	規模	利用組織	対図番号
協同組合 彩の森とき川	ときがわ町 大字西平	事務所 34.68 m <sup>2</sup> 倉庫2棟 182.18 m <sup>2</sup> 木材機械作業所 94.40 m <sup>2</sup> 乾燥装置 2基 自動四面鉋盤 1基 節埋め加工機 1基	協同組合	概要図①

#### (3) 林業事業体の経営体質強化の方策

埼玉県中央部森林組合及び協同組合彩の森とき川は、林業の中核的担い手としての役割を果たしているが、町内に多くある木工関連の事業者の需要を支えているとは言い難い。木工関連の事業者のニーズを開拓し、中間マージ

ンを省いた木材流通による山元での材価の安定化を実現するためには、森林施業の共同化を前提に、現場を担う森林技術者の育成・確保が必要であり、高性能林業機械の導入による施業の省力化・合理化と合わせて、林業事業体の経営体質の強化を図る。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

### (1) 林業機械化の促進方向

町内の人工林は施業経費に木材価格が見合わない現状から、間伐が遅れたまま林齢が上昇している。間伐の推進には木材の搬出、利用を図ると同時に、生産コストの抑制を実現する高性能林業機械の導入が必要不可欠である。

しかし、急峻な山岳地に存在する人工林も多く、画一的に高密度路網を導入することは困難であるため、密度よりも効果的な線形を意識した路網と架線系の組合せに留意しつつ機械化を進めるものとする。

また、高性能林業機械等の導入は、作業効率の向上と木材生産のコスト低減を図るだけでなく、労働強度の軽減と安全性の向上に有効である。林業事業体に対し林業従事者の労働条件改善面での意義を啓蒙し、導入促進を図る。

### (2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

施業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	傾斜地	チェーンソー グラップル ウィンチ スイングヤーダ タワーヤーダ	チェーンソー グラップル ウィンチ スイングヤーダ タワーヤーダ
	緩斜地	グラップル フォワーダ トラック	グラップル フォワーダ トラック
造林 保育 等	地拵え 下刈	刈払機	刈払機
	枝打	自動枝打機	自動枝打機

ときがわ町は森林整備の促進のため、林業の機械化による木材搬出の低コスト化を図り、もって森林資源の循環利用を加速させるため、高性能林業機械を導入し、低額での貸付けを実施している。

林業事業体等を対象とした同機械の積極的な貸付けにより、路網開設、集材搬出などにおける生産コストの低減を図るとともに、「地域産木材利用活動」を推進し、高付加価値の木材生産に努める。

#### ○ときがわ町所有の高性能林業機械

種 類	形 式	仕 様
積載式集材車両 (フォワーダ)	MST-600VDL (諸岡製)	積載量：2.8 t グラップル搭載
林業仕様ショベル系掘削機 (ウィンチ付きバックホウ)	PC55MR-3 (コマツ製)	バケット容量：0.16 m <sup>3</sup> ウィンチ搭載

#### (3) 林業機械化の促進方策

林業機械に関する知識、安全操作等を徹底するため、研修会、展示会の開催や参加により普及啓発に努め、機械化促進のための条件整備を積極的に推進する。また、機械の効率的かつ経済的使用のため、埼玉県林業労働力確保支援センター並びに協同組合彩の森とき川を中心として林業機械の共同利用の促進を図る。

#### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町の素材生産は、森林組合及び町内の木材生産者等により行われ、地元及び近隣の製材業者等での加工を中心に、一部が近隣の木材市場に供されている。

木材需要の拡大のためには、林業事業体を実施している県内の都市部住民を対象とした「地域産木材利用活動」への支援、公共施設における木材利用拡大を進めるものとし、地元製材工場の近代化による製材需要の拡大、近隣の製材加工業者を含めた木材流通加工体制の強化を図る。

特に、今後は搬出間伐の増加が見込まれているため、並み材の販路拡大が必要となる。しかし、本町の生産量のみでは有利な販売につながるロットの拡大が困難と見込まれることから、県の指導や森林組合へ情報を求め、近隣市町村との連携による出材ロットの安定確保を構築する。

しいたけ等の特用林産物については、生産技術向上により品質を高め、農産

物直売所等の利用を図り、消費者への直売で生産者の収入安定を図る。

○木材等流通、加工、販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材工場	大野		△1	なし			
製材工場	梶平		△2				
製材工場	田中		△3				
製材加工施設	西平		△4				
木材乾燥施設	西平		△4				

○林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現 状			計 画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
販売施設	大野	90 m <sup>2</sup>	△5	なし			
販売施設	西平	260 m <sup>2</sup>	△6				
販売施設	関堀	300 m <sup>2</sup>	△7				
販売施設	玉川	300 m <sup>2</sup>	△8				

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次のとおり定める。

##### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

##### (2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの被害対策については、特に植栽が予定されている森林を中心に、植栽木の保護措置（防護柵の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等）又は捕獲（わな捕獲、銃器による捕獲等）による鳥獣害防止対策を推進し、被害防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図りながら、必要な施策を講じるものとする。

【別表3】

対象鳥獣の種類	林班	面積(ha)
ニホンジカ	玉川 4、5、6、7 林班	164 ha
	明覚 11 林班	16 ha
	平 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23 林班	1,036 ha
	大柵 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25 林班	1,638 ha

##### 2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域において、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止に努めるものとする。また、野生鳥獣の行動把握・被害状況把握等に努めるものとする。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害の続いている箇所に対しては引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ被害について、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止を図ることとする。

森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行なうものとする。

#### (2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除に向け、関係行政機関、森林組合、森林所有者等と連携を図りながら被害対策を実施する。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣害防止森林区域における対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等と協力して防護柵の設置、幼齢木保護具の設置等を行う。また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の整備等を推進する。

### 3 林野火災の予防の方法

林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行うとともに、防火線の配備や作業道の充実により防管理網を整備する。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

町内において、火入れを実施する際には「ときがわ町火入れに関する規則（平成18年2月1日規則第96号）」の規定を遵守すること。

### 5 その他必要な事項

(1) 森林病虫害等による被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

注) 但し、森林病害虫等の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要があるが生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

該当なし

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の設備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
玉川地区	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22 林班	737 ha
明覚地区	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17 林班	415 ha
平地区	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23 林班	1,036 ha
大柵地区	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25 林班	1,638 ha

※森林の区域については、概要図に図示

### (2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営体は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

### 2 生活環境の整備に関する事項

### 生活環境施設の整備計画

森林内においてゴミの不法投棄やイノシシの生育場所が生じないように、林内の見通しを確保するため、ササ等の刈り払いを実施する。また林内の安全を確保するため、枯損木など危険な立木の伐倒整理を推進する。

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

ときがわ町の北西部に位置する堂平山周辺の自然環境・景観を活かすための森林体験施設、「星と緑の創造センター」の整備が平成15年度から3ヶ年事業で進められた。

町民の身近な緑として自然環境を保全するとともに保健休養の場として調和のとれた整備を行っていく。

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
森林体験施設	大野	2 ha		なし			

### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

#### (1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林の持つ公益的機能の理解を促し、地域住民の積極的な参加による森林の保全・整備・利用を推進する。また、地域住民だけでなく、大附地区の弓立山で実施されている企業の森林づくり活動をはじめ、森林ボランティア等による森林整備への参加も推進する。

#### (2) 上下流連携による取組に関する事項

自然環境を活かした体験学習や里山保全NPO等活動の場を、積極的に都市住民に紹介し、森林に対する感心を高めるとともに都市住民との交流を図る。

#### (3) その他

該当なし

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

### 計画期間内におけるときがわ町森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
—	—	—	—

## 7 その他必要な事項

### (1) 町有林の森林施業の基本方針

町有林の総面積は118haで、その90%以上が人工林である。これら町有林は、町の基本財産として保育施業を適期に行い、優良大径材の育成に努める。

併せて、地域林業の模範林としての役割を担うよう努める。

### (2) 地域振興による森づくり

地域振興の一環として、ヒノキの間伐材を利用したナメコ栽培の振興を進めてきた。キノコ類に対する放射能の影響を確認したうえで、ヒノキの間伐材を利用したナメコ等のキノコを町の特産物として定着させることを目的として普及活動を行う。

### (3) その他

地域林業の振興を図るため、国有林、県、森林組合、林業普及指導員、町等林業関係者の連携のもとに、林業技術の現地指導と各種林業施策の普及を行う。特に、育林コンクールの開催とこれに対する参加を呼びかけ、技術研修林や見本林の整備を行うなど積極的な普及活動を実施する。

また、本町の恵まれた自然環境を活かし、ときがわ町総合振興計画等に基づき、森林の総合的利用促進を図る。